

■ 決算特別委員長報告 ■

(委員長報告 令和4年12月20日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第67号「令和3年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

〔一般会計及び企業会計を除く各特別会計〕

最初に、議案第67号の令和3年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比9.1%増の1兆218億5,000万円余り、歳出総額が9.8%増の9,715億1,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、令和3年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、250億円余りで、前年度に比べ5,000万円余りの増となっております。

一方、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高は1兆576億4,000万円余りとなり、前年度末より30億7,000万円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など9つの会計で、歳入総額は4,340億3,000万円余り、歳出総額は4,275億9,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、企業版ふるさと納税の増収に向けた取組について質疑があり、「企業版ふるさと納税は、県外の企業を対象に10万円以上の寄附金をいただいている。東京事務所や大阪事務所において、県人会や本県ゆかりの県外企業が集まる会合などを訪問し、制度の説明を行い、寄附金を募集していたが、ここ2年程、コロナ禍により、そのような機会の確保が困難となっているため、メールや手紙などによる継続的な取組を行っており、件数、金額ともに順調に増えている」との答弁がありました。

次に、総合政策部の審査において、奄美群島振興開発特別措置法延長に向けた総合調査を行っている中、奄美群島成長戦略推進交付金の不用額が2億1,000万円余りとなった理由について質疑があり、「3月補正予算は、12月までの執行状況をみて積算するが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1月から3月の実績額が見込みより下振れしたため不用額が生じたものである。交付金の事業メニューを拡大し、自治体での活用が増えれば、隠れたニーズを吸い上げることにもつながり、不用額を減らすことができる。奄美の振興開発の実現のため、そういう視点からも総合調査を進めていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「奄美群島振興開発審議会では不用額の数字だけ見て誤解されないように、エビデンスをしっかりと説明していただきたい」との要望がありました。

次に、環境林務部の審査において、森林環境譲与税及びその用途について質疑があり、「森林環境譲与税は、令和2年度から、国から県へ満額譲与されており、令和3年度は1億3,000万円余りとなっている。森林経営管理制度を推進する市町村への支援のほか、林業担い手の確保・育成や森林整備に関する施策等に活用している」との答弁がありました。

委員からは、「森林環境譲与税の有効な活用に努力していただきたい」との要望がありました。

次に、くらし保健福祉部の審査において、1億3,000万円余りが収入未済となっている母子父子寡婦福祉資金貸付金の納入方法について質疑があり、「口座振替以外の方法も検討しているが、手数料等の問題があり、具体的な対応が行えていないところである」との答弁がありました。

委員からは、「コンビニ払いなどを導入すれば、回収率が上がると思う。納入方法の変更について前向きに検討いただきたい」との要望がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、外国人材受入関係事業における不用額の要因について質疑があり、「コロナ禍の水際対策による入国制限のため、本県で開催を予定していた現地送り出し機関等とのマッチングなどが行えず不用額が生じたものである」との答弁がありました。

委員からは、「日々、変化していく経済情勢等を的確に捉えながら、各事業においてできるだけ執行残が出ないように力を注いでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政部の審査において、農業開発総合センター及び農業大学の財産売払収入について質疑があり、「物品売払収入については、金額では全体の95%が農業大学の肥育牛販売であり、販売単価が高くなった結果、予算より増収となった。一方、生産物売払収入については、74%が農業大学校分、26%が農業開発総合センター分となっており、農業大学の主な収入としては、牛乳や野菜、子豚、果樹、花きなどの販売によるものである。売払収入を自由に使えるということではないが、特定財源として予算措置され、農業大学の運営費などに充当されている」との答弁がありました。

次に、土木部の審査において、平成27年度及び28年度に実施した行政代執行に係る過年度分収入未済額1億9,000万円余りの解消に向けた取組について質疑があり、「相手方の財産調査を定期的実施し、本人名義の資産は差し押さえている。県が差し押さえた土地に購入希望者が現れたことから土地の売却代金を債務の弁済として県に支払うことを条件に差し押さえを解除し、令和4年2月に100万円を回収した」との答弁がありました。委員からは、「行政代執行で未収債権が発生すると金額も大きくなり解決が難しくなる。可能な限り許可外行為の未然防止に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の審査において、鴨池公園の都市計画使用料の収入未済の内容や経緯について質疑があり、「鴨池公園内運動施設の壁面広告に係る使用料については、平成16年度からの継続使用であり、1年ごとに調定をしていたが、平成26年度の使用料55万円余りのうち39万円について、途中で納入が滞り収入未済となったものである」との答弁がありました。委員からは「時効が令和5年5月であるため、引き続き、回収に向けて尽力していただきたい」との要望がありました。

次に、警察本部の審査において、警察施設補修事業に関し、計画的な補修の実施について質疑があり、「各警察署から補修を要する施設等について要求を挙げてもらい、その内容や建設年度等を精査し、緊急性等を考慮した上で、順次補修を行っている」との答弁がありました。

これらの審査の結果、議案第67号については、取扱意見として、「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされたものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべきである」との意見が出され、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

【工業用水道事業】

次に、議案第73号の令和3年度工業用水道事業特別会計決算について、申し上げます。

令和3年度の鹿児島県工業用水道事業は、43事業所に対し、1日平均16,731立方メートルを給水し、令和3年度の営業成績は総収益4億5,000万円余り、総費用4億8,000万円余りで、万之瀬川施設移行に伴う永田川施設の撤去費用が発生したことなどから、差引き3,000万円余りの純損失となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

工業用水の給水契約の維持・拡大に向けた取組について質疑があり、「契約水量を超えて工業用水を使用する事業所に対して、契約水量を増やす提案などの営業活動を行っている」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「使用料の引き上げにより一定の収益確保が見込まれ、当面は大規模な施設修繕等を予定していないことから、事業運営は通常収支ベースに落ち着くとされるものの、企業債の元金償還等が高水準で推移することなどが見込まれる。

このため、万之瀬川施設の適切な管理に努めつつ営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など給水先事業所の動向を注視しながら、引き続き給水契約の継続・拡大に努め、県工業用水道事業経営戦略に基づき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[病院事業]

次に、議案第76号「令和3年度病院事業特別会計決算」について申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支で16億7,000万円余りの黒字となっており、経営改善への取組やその効果が持続されています。

このような経営状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

診療報酬における個人負担分の未収金が発生する要因について質疑があり、「要因は様々であるが、急患で来た際に現金や保険証を持っていない場合が多いと思われる。分析までは行っていないところである」との答弁がありました。

委員からは、「要因の分析を行い、対策をとっていただきたい」との要望がありました。

審査の結果、取扱意見として「令和3年度の決算については、5病院全体で経常収支は13年連続、資金収支も、実質16年連続の黒字となっており、県立病院第2次中期事業計画に基づき、経営安定化に向けて、様々な改善方策への取組の効果が持続されている成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師不足等今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、令和3年度までが計画期間となる県立病院第2次中期事業計画の総括を行うとともに、策定を進めている次期事業計画に基づき、経営の更なる安定化を図ること、計画的な設備投資に努めていただくことを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、次の4点について、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、未収債権の新規発生 の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること。歳出予算については、事業量等の早期把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行し、事業計画の変更等に伴う予算残額は補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めること」

以上について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。